

稲子恒夫・鮎京正訓 著

『ベトナム法の研究』

日本評論社 1989年 264ページ

安田 信之

本書は、戦後、ベトナム法の研究を一貫して続けてこられた稲子、鮎京両氏がこれまで発表された諸論稿をまとめられたものである。本書の公刊後すでに2年が経過し、この間、ソ連・東ヨーロッパ「社会主義体制」諸国が雪崩をうって崩壊しつつある。また、すでに千葉正士氏(注1)による優れた書評も公表されている。このような事実を知りながら、その書評を行なうのは、若干、公平さにかけるともいえるかも知れない。しかし、以下の2つの理由から、この時期遅れともみえる書評も正当化されると考える。ひとつは、ソ連・東ヨーロッパ諸国が、新しいシステムの産みの苦しみに呻吟している痛々しいまでの姿をわれわれの目にさらけ出しているのとは対照的に、中国、朝鮮およびベトナムというアジア社会主義諸国では、確かに中国の天安門事件というすさまじい暴力的弾圧があったとはいえ、その「社会主義体制」は、今のところそれほど揺らぎをみせているようにはみえない。これはいかなる理由に基づくのであろうか(さらに付け加えると、この天安門事件の発生、過程そして悲惨な終末も、評者には、東ヨーロッパで現に起こりつつあるものとはかなり異なる様相を帯びているように思われる)。本書は、この問題を考えるうえで、われわれに多くの示唆を与えてくれる。

第2に、より一般的に、本書が、中国とは異なり、あまり知られているとはいえないアジア社会主義国ベトナム法体制の全体像を紹介するものとしても貴重な労作であるということも強調しておかねばならない。

以下、まず本書の内容を簡単に紹介し、評者の感ずるところを述べてみたい。

第1章は、「現地調査報告」と題し、1981年と87年の現地調査の報告を中心に構成されている。1981年の報告が中国とのイデオロギーや法文化の相違を念頭においたものであるのに対して、87年のそれは、国内の立法状況、司法制度、弁護士や法律家などベトナム内部の法と

社会の問題を中心に扱っている。このことはこの6年の間の著者の関心の深まりもさることながら、ベトナム自体の法の発展をも物語っているように思われる。

第2章では、「ベトナムの法体制」として、法の概況、憲法、家族法と司法の問題が取り扱われている。法の概況では、ベトナム法が伝統中国、フランスの支配とその後の南北分断という困難な状況のなかで発展してきたことを略述し、その基本的な特徴として、「集団主人権」の概念について紹介・検討がなされる。続いて1980年の憲法制定以降の法律制定事業の進行状況とその問題点を指摘し、最後に「アジアの特徴と相違点」として、儒教文化とフランス統治下の「近代法の導入」の限界について述べる。

ベトナム憲法に関しては、1945年の8月革命以降の憲法史を概括した後、現行憲法たる1980年憲法を概観し、この憲法を、中国との紛争やカンボジア出兵という状況のなかで制定された結果、「準戦時的な性格を帯びて」おり、「全体として、その内容の修正を迫られている」(108ページ)と結論する。

家族法の節では、ホンドック法典(1483年)以来のベトナム家族法の歴史を概観した後、南北統一がなされた1976年以降の動きを、86年に公表された新結婚・家族法案を中心に検討している。論点は、夫婦共同財産制、扶養義務、認知、養子縁組など多岐にわたるが、福島正夫氏が社会主義家族法の一般的傾向として指摘する「家族をできるかぎり社会主義的健康なものとする方向が、この法案およびそれに基づき成立した新法にも妥当するとする(131ページ)。なお、同節の末尾には、ヴー・キイ・ヴィによる「ベトナム民主共和国の家族法」(翻訳)が付されている。

この章の最後の節は司法に関するものである。ここでも、まず、フランス植民地化以降の司法制度が概観され、続いて、1981年の人民裁判所組織法と人民検察庁組織法を中心に、80年代の司法改革の動きを検討している。最後に司法権の独立と刑事法の類推適用の問題について、中国法との対比において検討し、それがむしろソ連型法制に親近性を有していることを指摘する。

第3章「日本のベトナム法研究の歴史」では、戦前・戦中と戦後に分けて、日本のベトナム法研究をサーベイしている。前者は、仁井田陸らの法史研究、平野義太郎らの政治経済史的研究、東大のフランス法グループによる植民地法研究に分けられる。これらの評価はともかく、現代のアジア法研究のアプローチのあり方も、つま

るところ、この3つの手法の相違に還元されるように思われて、興味深かった。

戦後の研究については、近年その量質ともに研究が大きく発展していることが指摘されている。そして、著者らがそのなかで中心的な役割を果たしていることが理解される。そこから将来の課題として、今後の研究が、単なる社会主義法の一分野としてばかりでなく、「後進国社会主義」法として、あるいはアジア法研究の一環として進められることが提案されている。

これに関連して、巻末の詳細な文献一覧は、これから研究を始める研究者にとって貴重であり、今後の研究に大きく貢献するものと考えられる。

最後の第4章は、「アジアの社会主義と法」というタイトルがつけられている。ここでは、これまで検討してきた内容が、中国・朝鮮（北）法との対比を通じて、大きくアジアの社会主義法というパースペクティブのなかで捉え直されている。そこでは、ベトナムの法伝統が、中国のそれに比べて「ネポティズムはあまり発達」せず（224ページ）、また「ベトナムの共産主義者はヨーロッパが生んだ民主主義と自由、人権の理念をブルジョワ的であるとして、これを頭から否定することはしなかった」（227ページ）こと、にもかかわらず儒教を中心とする伝統・旧慣の影響が強いことが指摘される。

以上が本書の評者なりの要約である。なによりもまず、本書の公刊によって、これまであまり知ることのできなかったベトナム法の全体像とその現状をかいまみる機会を与えられたことを、アジア法研究者の1人として感謝したい。また、本書が2人の著者により共同であるいは個別に執筆されているにもかかわらず、その内容にほとんど矛盾点が見あたらないのは、共同研究のひとつのモデルを提供していると評価したい。本書が日本のアジア法研究に対して大きく貢献するものであることについては言を俟たないが、本書の読了後の評者の感想あるいは注文を述べてみれば、以下の3点となろう。

いずれも最初に述べた「アジア社会主義」の問題と関係する。本書は、対象をベトナムに限定しているにもかかわらず、その端々に、中国や朝鮮という社会主義国との比較・対比という視点が窺われる。しかし、できれば、各々の特質について、どこかでよりまとまった議論を展開しておいてくれれば、という印象をもった。確かに、それは、すでに紹介したように、第4章で取り扱われ、また、「超革命的な言辭にもかかわらず、法を統治の手段、道具とし

かみない中国の伝統的な思想」に対し、ベトナムのそれが「法を軽視する伝統的な思考……の克服のために法の役割が重くみられ」（32ページ）るとか、「中国・朝鮮（北部）とちがいベトナムでは、政治の優位を理由に法を無視する法ニヒリズムが、公式のイデオロギーとなることはなかった」（230ページ）というような示唆に富む指摘が見られるにせよ、その叙述はあまりに一般的・宣言的である。この作業のためには、膨大な時間と労力を要することは十分理解できるが、それゆえにこそ、そのための大まかな仮説を提示していただければ、と考えた次第である（注2）。

第2は、本書では、自明のこととされているのか、ベトナム法というアジア社会主義法の認識のための準拠枠と考えられるソ連・東ヨーロッパ法体制についてほとんど言及されていない。しかし、上述のような評者の関心からすれば、この点についてもなんらかの教を乞いかけた。おそらく「ヨーロッパ・キリスト教圏」と著者たちがいくつかの個所で言及される「儒教（圏）」がキーワードとなるのであろうが、これについては、後に述べたい。

第3に、これらの問題は、つまるところ社会主義ないし社会主義法体制とはなにか、またはなにだったのかという疑問に帰着する。評者は、かつて、アジア社会主義法の分析について、「従来のような資本主義と社会主義という経済『体制』の相違の重要性は相対的に低下し、むしろこれにかかわって『アジア型』および『発展途上国型』という『型』認識の有効性が増しつつあるように思われる」（注3）という感想めいたことを述べた。事實は、現在のところ、このような想定を超えて突き進んでいるようである。東西ドイツの統一という事実象徴的にみられるように、少なくとも、東ヨーロッパでは社会主義法体制は死滅しつつあるかのようにみえる。これに対比して、「アジア社会主義体制」の「健在」ぶりをみるならば、理念のレベルはともかく、現実に機能している「社会主義」は「アジア」的なるものとなんらかの親近性を有しているのではないか、という疑問を抱いても不思議ではない。

このような印象は、この2年間のソ連・東ヨーロッパ社会主義圏の急激な変動を目の当たりにみたうえのものであり、それ以前にかかれた本書に対する書評としては公平さを欠くというそしりを免れないであろう。しかし、これらの感想を「アジア社会主義法体制」の特質とはなにかという疑問におきかえると、評者には、本書

は、その回答をうるための手がかりを十分に提示してくれているように思われる。ひとつは、東アジア法の基層をかたちづくる特色としてあげられる「儒教」であり(91~93, 223~224ページ)、もうひとつは、ベトナム社会主義憲法上の重要な概念とされる「集団主人権」(77~82, 111~112ページ)である。いずれも、本書で正面から取り上げられているわけではないが、アジア社会主義法のみならずアジア法の本質を考えるうえでの重大なヒントが隠されているように思えるからである。

儒教ないし儒教文化をどのように定義するかは、それ自体が大きな問題であるとはいえ、それが、中国のみならず、周辺の朝鮮、韓国、日本さらにベトナムという東アジアの伝統社会の規範意識の大きな部分を占めていたことについては疑問の余地はない。そして、たとえば忠孝の重視や「法治」に対する「人治」を含意するという点で、ヨーロッパ起源の近代的法システムに対立する「前近代的法意識」として特徴づけられることも無理はない。この点は、中国に代表されるいわばアジア型権威主義社会主義体制というもの、それに対する欧米を理念とする「民主化」運動という対立構造を描く場合には、より切実な問題であろう。しかし、評者には、このような儒教文化とされるものの内実のより厳密な吟味(たとえば、それは数箇所引用されている「皇帝の権力は村の垣根でとまる」という法諺とどう関係するのか?)はもとより、この脈絡における「民主化」や「人権」という近代西欧型法理念の相対化という作業もまた、必要なのではないかと思えてならない(注4)。

このことは1981年憲法の「集団主人(公)権」概念の理解の問題にもつながるように思われる。著者らは、この概念を「ベトナム革命と社会主義建設のなかで、独特に名称づけられて登場してきた概念であり、……きわめて高度のイデオロギー的な性格をもつ……、全国民を社会主義建設に参加させるうえでの、スローガンのな意味合いをもつ」と整理し、「法の領域においては、『権利』と『義務』の一体性が意識的かつ明示的に強調される」と特徴づける(81ページ)が、その評価についてはそれほど明白ではない。そこでは他の東アジアに対するベトナムの特質ともいうべき「法の役割の重視」とどう関係するのであろうか。著者の1人は、最近の報告において、「『集

団主人権』規定は、その理念としてはともかく、機能としては、ベトナムにおける『市民の権利』あるいは『人権』、そして民主主義を保障することに対する一つの桎梏となっている」(注5)と述べている。そうだとすると、この概念は、単なる「社会主義建設」という権力的要請ばかりではなく、先に述べた「儒教文化」などの固有の価値システムから説明することも可能なのではなかろうか。このような視点からは、それを西欧型民主主義と対比させるとき、「法ニヒリズム」として特徴づけられる中国や朝鮮との間に共有される側面も見いださうはずである(注6)。さらに広げれば、最近インドネシア憲法論議で問題となっている「パンチャシラ」原則と重なる側面もみえてくるように思われる。

以上のような感想は、評者がベトナム法はおろか中国を含むアジア社会主義法にも不案内であることからすれば、全く見当違いのものでないかとおそれるが、同じアジア法研究を志す者として、あえて述べた次第である。

(注1) 『法律時報』第61巻第10号 1989年10月130~131ページ。

(注2) もっとも、これはほぼ同時に出された『社会主義法年報 No 9 アジアの社会主義法』1989年との重複を考慮されたのかも知れない。

(注3) 安田信之『アジアの法と社会』三省堂1987年 6ページ。

(注4) 鮎京氏は、「『東アジア比較研究』第三回全体会議に出席して」(『法律時報』第62巻第1号 1990年1月)で、儒教の問題への関心を示している。

(注5) 鮎京正訓「社会主義国と法の新動向(6) ベトナム」(『法律時報』第62巻第11号 1990年11月) 51ページ。

(注6) このような視点をうるにあたっては、最近翻訳されたR・ランドル・エドワーズ、ルイス・ヘンキン、アンドリュー・J・ネイサン著 齊藤恵彦・興紹一郎訳『中国の人権——その歴史と思想と現実と——』有信堂 1990年、特にその第4章は有益であった。

(アジア経済研究所経済協力調査室主任調査研究員)